

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 令和6年度～令和10年度の考え方

湧 別 町

本町の森林面積は27,785ヘクタールで総面積の55%を占めており、そのうち国有林及び町有林を除く一般民有林（私有林）は約17,380ヘクタールであります。

町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や不在村化などにより整備が行き届かない森林の増加が懸念されております。

本町に有するサロマ湖やオホーツク海を基盤とする水産業と森林には密接な関係があり、適切な森林整備を実施することにより、豊かな水産資源へと恩恵をもたらします。

森林の有する水源かん養など多面的機能を発揮するため、本町では森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本町の民有林では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林が9割を占めておりますが、国の政策等により予算が不足し森林整備の事業量が左右されるため、計画的な森林整備が取り組めない状況にあります。そのため、森林環境譲与税を活用して町単独事業により補助事業の対象とならない森林などに対し、森林の整備を推進し地球温暖化や山地災害の防止、地域振興に貢献する森林整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

町内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業体は3社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況です。このため、地域の関係者および団体と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など人材の育成・担い手確保対策に向けた取組を進めます。

3 木材利用の促進

町内の乳幼児に森の輪プロジェクトとして木製玩具の配布や公共施設の木質化、学校及び保育所等に使用する机、椅子、玩具、本棚の木質化を進めます。

また、林地未利用材の効率的な集荷により、木質バイオマスの利用を促進します。

4 普及啓発

土砂災害の防止や水源かん養など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、町民の理解を促進すると共に、小学生に対し町内で設定している「げんきの森」を活用した木育活動などを進めます。